

赤穂市選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による赤穂市における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による赤穂市における選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による赤穂市における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

令和8年3月1日

赤穂市選挙管理委員会
委員長 鹿島博司

選挙権を有する者の総数の50分の1の数

$$37,473 \quad / \quad 50 \quad = \quad 750$$

選挙権を有する者の総数の6分の1の数

$$37,473 \quad / \quad 6 \quad = \quad 6,246$$

選挙権を有する者の総数の3分の1の数

$$37,473 \quad / \quad 3 \quad = \quad 12,491$$